

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

May 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 10

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 10 となる本号では、タックスヘイブン対策税制の改正（グループファイナンスに係る受取利子の除外）や、ベトナム競争法改正法案など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [タックスヘイブン対策税制の改正（グループファイナンスに係る受取利子の除外）](#)

2. アジア

- [【タイ】投資奨励法の改正 研究開発活動に係る収益に 13 年間の法人税免税を付与](#)
- [【中国】新たな就労許可制度、中国全都市に導入](#)
- [【ベトナム】競争法改正法案](#)

3. 米州

- [【ブラジル】新たな労働紛争解決手段として仲裁が選択可能に](#)
- [【米国】Amazon.com、15 億米ドル超の移転価格課税訴訟に勝訴～CSA の Buy-In 評価を巡り CUT 法を最適方法と判示～](#)
- [【米州】トランプ大統領による税制改正の指針](#)

4. 欧州

- [【ウクライナ】法人向けの定型反腐敗プログラムが承認](#)
- [【英国】FCA による Tesco 市場濫用行為にかかる損害補償要請](#)

1. 日本

タックスヘイブン対策税制の改正（グループファイナンスに係る受取利子の除外）

1. タックスヘイブン対策税制の全面改正と部分合算課税対象範囲の拡大

平成 29 年度税制改正によって全面的に改正されるタックスヘイブン対策税制に関して（新法適用は外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用）、租税特別措置法を改正する法律に加え、租税特別措置法施行令の改正についても出揃ったところである。今回の改正内容は膨大であり、日系多国籍企業にとって留意すべき項目は非常に多いと考えられるが、そのなかでも租税負担率が 20%未満である部分対象外国関係会社（経済的活動基準を満たす外国関係会社）に適用される部分合算課税の対象範囲の拡大（租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項）については相当の留意が必要であろう。

日系多国籍企業では、事業上の要請から海外にグループ内投融資を行う実体が装着された子会社を設立しているケースは少なくなく、受取利子等が一定の要件を充足しない限り、基本的に合算課税の対象となるという改正点には大きな影響を受けることが想定される。

2. 受取利子等の部分合算課税とグループファイナンスに係る受取利子の除外

改正前の部分合算課税制度（租税特別措置法第 66 条の 6 第 4 項）では、合算課税の対象となる受取利子は債券の利子に限定されていたが、改正後の部分合算課税制度（改正後の同法第 66 条の 6 第 6 項）では、基本的にあらゆる受取利息を課税対象としつつ、以下の受取利息を限定的に除外するという構成になっている。

- ① 事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子
- ② 本店所在地国において貸金業に関する免許等を受け、金銭の貸付を主たる事業とする部分対象外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額
- ③ 部分対象外国関係会社で、その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが、その関連者等に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額
- ④ 割賦販売に係る利子等

上記の③が所謂グループファイナンスに係る受取利子の除外である。「金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務」がどのようなものであるかについて、国税庁の解釈は今後通達等で明らかにされると考えられるが、極めて抽象的な規定となっている。

ここでいう「事業を的確に遂行」又は「的確に遂行」という用語は、他の法律において比較的多く使われている用語とも言える。例えば、貸金業法第 6 条第 1 項十五号においては、貸金業者としての登録を受けることができない者の一つとして「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」と規定されている。金融庁は、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を公表しており、その中には「貸金業者登録審査事務チェッ

クリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）」（以下、「チェックリスト」）が添付されている。

租税特別措置法と貸金業法では法の趣旨等を異にしているため、受取利子の部分合算から除外されるグループファイナンスにおける「金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務」と、上記の貸金業法における「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」が関係するとは言い切れないものの、文言の類似性から租税特別措置法の解釈に際して一定の影響を及ぼす可能性は否定できない。

チェックリストに記載されている内容から、貸金業を的確に遂行するために必要と考えられている業務内容としては以下のようなものが考えられていると言える。

- 内部管理体制を構築し、法令順守すること
- 顧客の情報及びシステムリスクを管理すること
- 適切な取引時確認を行うこと
- 顧客による苦情や紛争を適切に処理すること
- 適正な貸金業務取扱主任者により貸金業務を行うこと
- 不正行為を防止すること
- 契約に係る説明を行うこと
- 返済能力を調査すること（保証、担保の設定等を含む）
- 貸付審査を行うこと
- 取立行為を行うこと

その他、金銭の貸付けを行うためには通常は資金調達が必要であり、資金の調達に関する業務も含まれてくるものと考えられる。

もっとも、上記のような独立して貸金業を営む者が貸金業を的確に遂行するために通常必要とされる業務が、多国籍企業のグループ内の金銭の貸借という特殊な状況において必要とされるかと言えば大いに疑問が残るところである。特に、金銭の貸付けに関する事業において極めて重要な業務と考えられる借主の返済能力の調査（与信管理）は、グループ内貸付けにおいては現実的には行われず（行う必要もない）、多国籍企業グループの事業方針に従って、資金需要が生じる事業を営む子会社に貸付を実行するのみである。また、多国籍企業グループ内の貸付において、その回収可能性を高めるための債務保証や担保設定等を行うこと又はそれらを検討することも基本的になく（必要がない）、通常の貸付契約であれば貸主が求めるであろうコベナンツ（誓約条件）を課す必要性も現実的にはない。

また、グループファイナンスに係る受取利息等の除外では、金銭の貸付けを的確に遂行するために通常必要とされる業務の全てをその役員又は使用人が本店所在国で行うことが要件となっている。この要件についても多国籍企業グループにおけるグループファイナンスの現実に合っていない可能性もある。おおよそ多国籍企業グループにおいては、グループファイナンスを行う外国子会社から他の外国子会社への金銭の貸付について日本の本社が全く関与せず、当該グループファイナンスを行う外国子会社の完全な裁量で金銭の貸付が実行されることは通常は考えられない。貸付金額の決定を含む立案や最終的な承認に本社が少なからず関与することになると考えられるが、そのことをもって本店所在地国において全ての業務を行っていないという結論になる

とすれば、グループファイナンスに係る受取利息の除外要件を充足する企業は皆無になってしまう懸念がある。

改正後の部分合算課税制度において、グループファイナンスに係る受取利息を除外することは法律が想定していることから、国税庁がグループファイナンスの現実に則した解釈を行い、通達等を公表することが期待される。他方、日系多国籍企業においても、グループファイナンスに係る受取利息の除外規定を適用するためには、グループファイナンスの業務の流れや意思決定プロセスを再検討し、要件を満たすと考えられるグループ内のルールを構築して文書化し、それを適切に運用していくことが求められるであろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

タイ

投資奨励法の改正 研究開発活動に係る収益に 13 年間の法人税免税を付与

近時の経済、科学技術、投資の動向に合わせることを目的として、投資奨励法が改正され、2017 年 1 月 25 日に施行された（以下、「改正法」）。タイ投資委員会（以下、「BOI」）の発表によると、重要な改正点として以下が挙げられる。

① 輸入免税の対象範囲の拡大（国内で研究開発活動等に使用される原材料）

以前の投資奨励法（以下、「旧法」）では、再輸出のために輸入した生産物の製造で使用する原料以外には、輸入免税を与えていなかった。改正法では研究開発活動や関連する試験のために国内で使用される原材料も、輸入免税の対象に含まれることとなった。

② 法人所得税免除期間の拡大（最大 8 年から最大 13 年へ）

特定の研究開発活動や先進技術、イノベーション活動によって得た純利益に対して、13 年間の法人所得税免除が付与されることとなった。旧法では、法人所得税免除の期間は最大でも 8 年間であった。

③ 法人所得税率減免等

BOI は、法人所得税免除を受けられなかった事業に対しても、法人所得税率減免を受けられる途を与えた。さらに、法人所得税免除も法人所得税率減免も受けられなかった事業に対しては、奨励取得事業から生じた純利益から、奨励取得事業における投資額の 70% を控除することを認可することとした。これは通常の減価償却費に追加して行われるもので、最大 10 年間の法人所得税計算期間に適用される。

④ 控除対象配当金の期間延長

改正法はまた、奨励取得事業から生じた配当金の支払に関して、より柔軟な期間設定を行った。配当にかかる税額控除の期間を、法人所得税免除期間の失効する期間（最終期間）においては、当該最終期間中の利益に対する配当が最終期間前に決定され、当該最終期間後 6 ヶ月以内に支払われた場合には、当該配当も税額控除の対象とすることされた。（旧法では、最終期間中に支払われた配当でないと控除を受けられないこととなっていた。）

⑤ 損益通算規定の明確化

BOI の慣行と歳入法のどちらに従って法人所得税免除期間の損益通算をすべきかについて、過去数年にわたって激しい議論が行われてきたところであるが、この問題を解決すべく、改正法では歳入法に従って計算を行うべきと記載された。

また、投資奨励法の改正とは別に、特定産業競争力強化法が 2017 年 2 月 14 日に成立し、現在施行されている。しかしながら、同法下での定義や用語はいまだ明確化されていない。

特定産業競争力強化法は、タイがターゲットとしている先進技術やイノベーションを含む産業への外国投資を呼び込むための、有効で新しい手段として考案された。同法は最大 15 年の法人所得税免除や投資奨励法下での税務上の恩典等、事業を促進するための様々なインセンティブを提供する。さらに同法により特定産業競争力基金が設立され、同法に従って政府から 100 億バーツが同基金に拠出される。当該基金は諸条件に従った投資促進事業に対する資金の拠出、あるいは助成のために使用される。

[最初のページに戻る](#)

中国

新たな就労許可制度、中国全都市に導入

2017 年 3 月 28 日、国家外国考家局、人力資源社会保障部、外交部及び公安部が共同で中国の全都市において新たな就労許可制度を実施する通知を公表した。これは 2016 年 11 月から一部の県及び都市で試験運用されていた制度を全国的に展開するものである。今後は外国人労働者の雇用を望むすべての企業が、中国全土で統一された制度を通じて就労許可申請をすることになる。ただし、実際の申請手続き及び書類に関しては、市ごとに異なる取扱いがなされている部分があるので留意が必要である。

通知によれば、中国の関係当局は外国人労働者を管理するための新たな規則の作成や外国人労働者のためのガイドラインの作成を早急に進めるとのことであり、現在の資格基準や就労許可ガイダンスは更に修正される予定である。また新制度に関連する一連の政策（外国人労働者や雇用事業者の信用に関する制度など）も導入される予定である。

新たな就労許可制度や今後の制度改革の動向から、今後は有能かつ専門性をもった外国人労働者の雇用がより奨励され、一方で専門性のない安価な労働者の雇用は制限されることが予想される。また、この新たな就労許可制度によって必要書類の作成・準備はより複雑化し、その手続きにより長い期間を要することが予想される。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

競争法改正法案

競争法の改正法案が政府のパブリックコメント・ポータルサイトに掲載された。改正法の最終案は2017年10月に提出され、2018年5月に採択されると予想される。提出される改正法案の重要な変更点は以下のとおりである。

1. 競争制限的協定に対する課徴金減免制度の導入

現行の競争法（第27/2004/QH11号）とは異なり、改正法案の下では反競争的合意に関与した企業が課徴金減免制度の対象となる（すなわち、カルテルに関与した企業がその事実を自発的に所轄官庁に対して報告した場合には、その制裁が軽減又は免除され得る）。課徴金減免を求めている企業に対して実際に課徴金減免がなされるかどうかの所轄官庁の判断は、改正法案に記載されるガイドラインに依拠することになる。

2. 市場支配的地位の判断のための「重要な市場支配力」基準の導入

現行競争法における市場占有率の基準に加え、改正法案の下では企業の市場支配的地位を判断するための新たな概念として「重要な市場支配力」が導入される。この「重要な市場支配力」の有無を判断する要素としては、消費市場／供給市場に対するアクセス能力及び支配力、企業の財務能力、企業の技術能力及び企業の設備などが含まれる。

3. 企業結合規制の改正

現行競争法の下では、関連市場における合計市場占有率が50%以上になる企業の結合は禁止されている。しかし、改正法案の下ではベトナムの関連市場における競争に悪影響を与える可能性のあるすべての企業結合が禁止されるようになる。この新たな制度により、改正法案はその規制対象の範囲を水平型結合のみならず、垂直型・混合型結合にまで拡大することになる。さらに、改正法案の下では企業結合に関して以下のような場合に、事業者は届出義務が課されることになる。

- 企業結合に参加した事業者の市場占有率が20%以上となる場合、又は前年度における年間売上が5,000億ベトナムドン（約25億円）以上である場合
- 企業結合の価額が3,000億ベトナムドン（約15億円）以上である場合

4. 一部の不公正な競争方法に対する規制の廃止

改正法案は、すでに他の法律（知的財産法、広告法等）によって規制されているいくつかの不公正な競争方法について、その重複を避けるためにそれらを規制対象から除外することとした。規制対象から除外される競争方法には虚偽表示、不公正な競争を目的とする広告活動、不公正な競争を目的とする販売促進活動及び違法な多層式販売行為が含まれている。

5. 競争庁の再編

事案の円滑な処理と管理体制の強化のために、競争評議会と競争庁を国家競争委員会という一つの組織に統合する予定である。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

ブラジル

新たな労働紛争解決手段として仲裁が選択可能に

2017年4月26日、ブラジル下院は、労働市場の流動化を図り、労使間での柔軟な交渉を可能にする労働法の改正案を承認した。

改正案においては、①従業員の月給が一定基準値（少なくとも社会保障年金の上限の2倍）を超える場合で、②従業員から仲裁条項が提案された場合又は従業員が仲裁条項に明示的に同意した場合という条件の下、労働契約書中に紛争解決手段として仲裁を定めることを許容している。

当該改正は、ブラジル労働高等裁判所の判例により個々の労働紛争の仲裁による解決を否定していた従来の枠組みを変更するものである。ブラジルでは、2015年に役員及び取締役と会社との間の労働紛争を仲裁により解決することを許容する仲裁法改正を目指していたが、これは大統領の拒否権発動により実現しなかった。

仲裁は、特に複雑な事項を伴う紛争の解決に有益な手法である。最低報酬額の要件は、仲裁手続を用いるに足る価値を確保するためであり、従業員の同意要件は、従業員が結果を考慮せずに仲裁による紛争解決に誘導されないようにするためである。

[最初のページに戻る](#)

米国

Amazon.com、15億米ドル超の移転価格課税訴訟に勝訴 ～ CSA の Buy-In 評価を巡り CUT 法を最適方法と判示 ～

2017年3月、米国の租税裁判所は内国歳入庁（以下、「IRS」）が Amazon.com, Inc. & Subsidiaries（以下、「Amazon」）に対して行った移転価格課税をほぼ全面的に取り消す判決¹を下した。主な争点は、1995年の費用分担契約（以下、「CSA」）に係る規則に基づき Amazon が行った CSA 取引における既存無形資産の譲渡取引（バイイン取引）の対価の妥当性であった。租税裁判所は、（1）IRS の課税処分は恣意的又は専断的若しくは合理性（arbitrary, capricious or unreasonable）に欠けたものである、（2）Amazon が主張した独立取引比準法（以下、「CUT 法」）に調整を加えた方法が最適な移転価格算定方法である、（3）Amazon が適用した調整後の無形資産構築費用（以下、「IDC」）は合理的なものである、と判示した。

事件の概要

2000年以来、Amazon では自社商品と第三者が販売する商品（コミッション形態）を販売してきた。Amazon は、Amazon が構築した Marketplace プログラムを通じて、第三者が Amazon のウェブサイトの商品を販売することを可能にしていた。また、小売店は手数料を支払えば、Amazon は小売店（例：Target 社）向けの独自の e-commerce ウェブサイトを構築・運営し、小売店は自社製品を自社ブランドのサイトで販売することが可能であった。2006年4月以前、Amazon U.S. は、Amazon の欧州事業を運営するために必要な多くの無形資産を有していた。Amazon は、欧州市場での更なる成長のために、効率性を高め、ベストプラクティスを標準化し、商品配送センターを整備するために欧州の事業統括会社である Amazon Europe を設立した。

¹ Amazon.com, Inc. v. Commissioner, 148 T.C. No. 8 (March 23, 2017)

一連の再編が行われた 2006 年 4 月 30 日付で、Amazon U.S.は、3つのカテゴリーの無形資産（①技術関連 IP、②商標等のマーケティング IP、③顧客リスト）を Amazon Europe に譲渡した。一連の契約と取引（CSA 取引、技術関連 IP に係るライセンス取引、及びマーケティング IP 及び顧客リストの譲渡取引）を通じて、Amazon Europe は Amazon U.S.と無形資産の共同権利者となった。これらの取引において、Amazon Europe は既存無形資産に係る権利を得るためにバイイン支払を行う必要があった。また、Amazon Europe の便益に応じて、Amazon グループの IDC を Amazon U.S.に毎年支払っていた。裁判所は、カタログの制作・管理、商品カタログの表示、見やすいウェブ設計、潜在的顧客への訴求、売買・支払処理、商品発送、不正防止等の革新的な技術が Amazon の小売事業を支えていることを認定した。非常に競争が激しく、急速に変化する市場に対応するために、Amazon は常に革新的な技術を開発する必要があった。

主な争点

裁判における主な争点は①Amazon Europe が支払うべき無形資産譲渡に係る適正なバイイン支払額の妥当性、②Amazon Europe が分担する必要がある IDC の価額の妥当性であった。IRS は、技術関係 IP、マーケティング IP 及び顧客リストに係る耐用年数は永久であり、また評価は無形資産毎の個別評価ではなく、一体として評価（合算アプローチによる評価方法の適用）すべきであると主張した。

原告と被告の主張

IRS は、Amazon Europe の予測損益に基づくディスカウントキャッシュフロー法（DCF 法）を適用し、Amazon Europe が支払うべきバイインの価額は 35 億米ドルであったと結論づけた。Amazon は、IRS の DCF 法はベリタス事件²で退けられた DCF 法と極めて酷似していると主張した。一方で、IRS は、ベリタス事件は特有の事実認定に基づいたものであり本件事件とは関係なく、本件事件において DCF 法を認めたとしてもベリタス事件を覆すものではないと主張した。

Amazon は、IRS の方法は短命の無形資産をまるで永久に継続するかのよう
に扱っており、Amazon Europe のバイイン支払を不適切に水増ししたものと強く非難した。Amazon はそれぞれのカテゴリーの譲渡対象無形資産については CUT 法（独立価格比準法と同等の方法）を用いて算定することができ、技術関連 IP の耐用年数は 6 年間、マーケティング IP の耐用年数は 8 年から 20 年間であると主張した。公判において、IRS の専門官は、個別評価時の IP の価値は DCF 法により算出された統合価値さえも上回るものであると反論した。具体的には、技術関連 IP は 33 億米ドル、マーケティング IP は 18 億米ドルから 31 億米ドル、顧客リストは 2 億 1,500 万米ドルであると主張した。一方で Amazon は、技術関連 IP は 1 億 1,700 万米ドルから 1 億 8,200 万米ドル、マーケティング IP は 2 億 5,100 万米ドルから 3 億 1,200 万米ドル、顧客リストは 5,200 万米ドルから 6,600 万米ドルであると反論している。

また、IDC のコストの対象範囲に関して、IRS は技術開発及びマーケティングセンターに係る全ての費用が分担の対象となる IDC であり、Amazon Europe はより多くの費用負担をすべきであると主張した。それに対して Amazon は、PwC が実施した Section 41 の適格研究費に係るスタディに基づき開発行為と非開発行為に係る費用を適正に区分し、Amazon U.S.と Amazon Europe はこれらのコストセンターの費用を負担しており、研究費はその一部でしかないと反論している。

² VERITAS Software Corp. v. Commissioner, 133 T.C. 297 (2009)

判示の概要

① バイインについて

租税裁判所は、以下に示す認定を行った上で、ベリタス事件を覆すことを認めず、先例に強く依拠した結論を下した。ベリタス事件と同様に、租税裁判所は IRS の DCF 法及びその無形資産の耐用年数の算定は恣意的、専断的及び合理性に欠けたものであると結論づけている。

ベリタス事件において Hatch 博士が採用した DCF 法と本件事件で採用された DCF 法は本質的に類似したものであると認められる。両事件とも、耐用年数を永久である既存無形資産を適格 CSA に基づき移転させたと認定し、将来キャッシュフローは既存無形資産に帰属するものであるという前提に基づきバイイン支払の価値を算定している。また、両事件とも、既存無形資産の譲渡をビジネス全体が売却されたものと同等のものであると取り扱っている。

租税裁判所は、IRS の更正処分は以下のとおり様々な欠陥があり、既存無形資産に係るバイイン評価に限らず、多くの点で 1995 年の CSA 規則から逸脱していると判断した。

IRS は、ビジネス全体の譲渡と捉えてバイイン価値を算定するアプローチに基づき無形資産を算定している。この算定方法は、ベリタス事件において、営業権、継続的事業価値、労働力といったものは無形資産の価値に含まれるものとして補償されるものではないという理由で却下された方法である。1995 年 CSA 規則は経済実体が欠けていない限り、実際の取引に基づき評価することを求めており、個別の無形資産を統合して評価することは適切ではないとした。また、1995 年 CSA 規則は関連者間で費用を分担することを認めていることから Amazon の費用分担契約は経済実体を有する契約であり、Amazon は契約に順守して取引を行っていた。IRS の提示した Amazon の無形資産に係る耐用年数は、ベリタス事件で否認された耐用年数は永久であるという考え方と同じである。最後に、IRS は、Amazon Europe が共有しているにもかかわらず継続して開発される無形資産を無視している。

IRS の更正処分は恣意的及び専断的であるとした上で、以下のとおり、租税裁判所は適正なバイイン価値を算定した。

技術関連 IP に関して、Amazon は Amazon と Amazon の M.com プログラムを利用する第三者の取引を内部 CUT として使用することを提案した。IRS 側の専門家は、Amazon の内部 CUT は信頼できる比較対象取引であると認めた。租税裁判所は、適切な調整前のロイヤルティ料率は Amazon が提供した比較対象取引の中央値であるとして、3.3%であると決定した。租税裁判所は、Amazon Europe の売上高は一定水準以上であるためボリュームディスカウントを認め 25 ベーシスポイントを調整した 3.05%が適切であるとした。ソースコード分析と Amazon のウェブサイト構造は 2005 年から急速に変化しているというソフトウェアエンジニアの証言に基づき、技術関連 IP の耐用年数は 7 年間であると判断した。また、ベリタス事件を例に、裁判所は 3.05%のロイヤルティ料率は、技術の陳腐化により減価していくべきであると決定した。

マーケティング IP に関して、Amazon は外部 CUT の適用を主張し、Amazon の専門家はその耐用年数を 8 年から 20 年であるとの見解を示した。租税裁判所は、ロイヤルティ料率が 0.75%から 1%の幅の 4 つの外部 CUT を採用し、Amazon のブランド力を考慮すると 1%（比較対象取引の上限値）が適切なロイヤルティ料率であると判断した。また、欧州における Amazon の強いブランドネームを考慮するとマーケティング IP の耐用年数は 20 年であるとの判断を示した。ただし、マーケティング IP の価値の維持は競争力を維持するための技術の向上に強く影響を受けることからマーケティング IP の耐用年数は

永久に保証されたものではないとした。最後に、CSA 開始以前に欧州の子会社は既にマーケティングリスクを負い、無形資産の構築を行っていたことから、マーケティング IP の価値は 25% 割り引く必要があると決定した。

顧客リストには、顧客の名前、Email アドレス、電話番号、クレジットカード情報及び購入履歴が含まれていた。Amazon と IRS は、独立企業間のコミッション料を決定するのにあたって内部 CUT が適切であることを合意したものの、比較対象企業への調整方法（耐用年数、顧客の将来購入予測について平均値を使うか中位値を採用するかどうか等）は見解が分かれた。

租税裁判所は、Amazon Europe がコミッションを支払うべき期間を 10 年であるとした。また、裁判所は、中央値を使用した場合には小売店が好む高額購入者が排除されてしまうことから、顧客の将来購入予測には平均値を使用することが適切であるという見解を示した。これらの判断に基づき、顧客リストに係る適切なバイイン支払は 1 億 2,900 万米ドルであるとした。

② IDC の負担額について

Amazon Europe の適切なコスト額を決定するにあたって、租税裁判所は共通費に含まれる適切な IDC を算定する必要があると見た。IDC の問題はコストセンターに関係しており、このコストセンターの費用には、Amazon のウェブサイトベンダーの製品を掲載する補助といった IDC 関連以外の活動の費用も含まれていることから、コストセンターの費用には開発費と開発費以外の費用が含まれていると認定した。租税裁判所は、Amazon は Section 41 の分析に従って概ね合理的に費用を按分していたと認めたが、一部の調整を行った。Section 41 の計算では、Amazon は試験研究活動に係る時間を可能な限り高い割合で計算しようとしていた。租税裁判所は、Section 41 の分析において試験研究活動に配分された時間は全て IDC に配賦する必要があるとした。

小括

本件判決は、バイイン支払の妥当性が争われたベリタス事件において示された DCF 法ではなく CUT 法が最適な移転価格算定方法とする判決を支持したものである。このことは、米国での 1995 年規則に基づきバイイン支払の妥当性が争われている類似の事件にも影響を及ぼすのではないかと考えられる。

なお、本邦においては、無形資産取引に対して、独立価格比準法と同等の方法（CUT 法）を適用できる場面は極めて稀であり、取引を一体とした取引単位営業利益法や残余利益分割法などの利益法を最適な移転価格算定方法として適用する事案が事前確認や移転価格調査等の場面で多く見受けられる。このような状況において本件判決が日本での移転価格事件に直接的に与える影響は決して大きくはないであろう。しかし、移転価格税制の歴史が最も古く判例の積み上げも多い米国において、ベリタス事件、[メドトロニック事件](#)³や本件判決を含む多くの訴訟事案で無形資産取引に係る最適な移転価格算定方法として CUT 法に調整を加えた方法が最適な移転価格算定方法であることが注目されるものであり、本邦多国籍企業が無形資産取引に適用する最適な移転価格算定方法を検討する場面において、一つの考え方を指し示す参考となり得るのではないだろうか。

また、米国の多国籍企業においては費用分担契約を活用した租税計画を行っている企業が多数あるように見受けられるが、本邦多国籍企業においては費用分担契約を利用している事例は限定的ではないかと思われる。費用分担契約は、共同で無形資産を構築し、その費用を予測便益に応じて負担する取り決めであるが、無形資産を共有する場面ではその計算要素によってその結果

³ Medtronic, Inc. v. Commissioner, T.C. Memo No. 2016-112. (2016)

が大きく変動するという特徴を持つ残余利益分割法に比べて予測可能性の高い移転価格設定を可能とする方法である。日系多国籍企業においても、国内外で無形資産を共有する場面が増えている昨今においては、移転価格リスクの低減と不必要に過大に税金を支払わないためのタックスプランニングの観点から、今後は費用分担契約を活用することは検討に値するのではないだろうか。

[最初のページに戻る](#)

トランプ大統領による税制改正の指針

米国の共和党議員らは、トランプ大統領が率先して税制改正を加速させる役割を担うことを期待している。4月26日には、トランプ大統領により、税制改正に含めるべき基本指針（以下、「本指針」）のリストが公表された。企業活動に関連する大統領の提言は以下のとおりである。

- 法人又はパートナーシップに対する法人税率を **15%**に引き下げる
- テリトリアル方式へ移行する
- これまで（本国への資金移動と見なされ）非課税とされてきた外国 E&P に対して課税する
- 特別利子控除を廃止する

個人に関して、トランプ大統領は、所得税の最高税率を **35%**に引き下げ、相続税及び代替ミニマム税を廃止し、他の大部分の税控除を撤廃する一方で、住宅ローン金利及び慈善寄付の控除は維持することを提言している。基礎控除は倍額になるだろう。

本指針は大統領の選挙演説の際に提言されたものと類似しているものの、以下のように重要な相違点がいくつかある。

まず本指針は、支払利息控除が認められない代わりに経常費用を選択することを納税者に認めるという、選挙演説中からの提言が含まれていない。またこれは、トランプ大統領が選挙演説中に主張してきた繰延制度の廃止に代えて、テリトリアル方式を提言するものである。さらに、本指針では特に、大統領が国境調整税（Border Adjusted Tax）に関する共和党税制改正案を支持するかどうかについて触れられていない。このことは、かかる指針の実行可能性についてさらなる混乱を生じさせるものである。

ホワイトハウスによると、5月に利害関係者との公聴会を行い、引き続き税制改正に関する議会との連携を図っていくとのことである。加えて、複数の独立系シンクタンクによると、本指針に記載された提言により、国家歳入は（ある試算によると、7兆ドル程度）減少するとされているが、マヌーチン財務長官は、提言された税の削減により経済成長がもたらされる結果、国家歳入の減少分は十分に賄われるだろうと述べている。

ライアン下院議長は国境調整税については立法化の段階で常に見直されることを示唆したものの、ライアン下院議長及びブレイディ委員長が大統領の提言を前にして、共和党税制改正案に引き続き取り組んでいく意向であることは明らかである。議会の休会期間が明けた段階で歳入委員会により税制に関する公聴会が始められることが期待される。さらに、共和党保守派であるフリーダムコーカスは、近時、大統領の本指針を支持する意向を表明し、本指針を実施するために法律案の作成を始める意思があると述べている。特に、フリーダムコーカスは、ライアン下院議長及びブレイディ委員長の意向とは対照的に、税制改正によって増減税が同額にならないとまでは考え

ないとの見解を示した。加えて、上院の財務委員会のオリン・ハッチ委員長は、近時、税制改正によって増減額が同額になることは決して重要なことではないとの見解を示唆した。

トランプ大統領による税制改正に関する指針の概要（法人関係）	
税制	言及なし
税率	15%
代替ミニマム税	廃止
費用化	言及なし
損失の繰越	言及なし
特別利子控除	詳細は不明だが、廃止の方向性
R&D クレジット	存置
国境調整規定	言及なし
国外稼得利益	国外稼得利益の 2.6 兆ドルにつき、一度限りの課税 税率は不明
テリトリアル方式	テリトリアル方式の導入 米国海外子会社による稼得利益は本国への資金移動として非課税 CFC ルールについては言及なし

大統領令第 13789 号

4月21日、トランプ大統領は、マヌーチン財務長官に対して、2016年1月1日以降に公布された重要な税に関する全ての法令を見直し、（アメリカ合衆国行政管理予算局の職員である）情報規制問題室（OIRA）の担当官とともに共働して、(i) 米国の納税者に対して過度の経済的負担を課す法令、(ii) 連邦租税法を過度に複雑化する法令、又は(iii) アメリカ合衆国内国歳入庁の法令制定権限を超える法令を特定し、60日以内にトランプ大統領に報告するように指示する大統領令に署名した。この大統領令では、大統領令第12866号に基づいて行われた法令の重要性に関する従前の判断に拘束されない旨が明確に定められているものの、何が「重要な」法令として取り扱われるかについては定義されていない。換言すれば、この大統領令は、単に現行の内国歳入法の385項目の規制よりもはるかに広範囲に適用され、理論上、2016年1月以降に公布されたすべての法令に適用されうるものである。

大統領令から150日以内の間に、財務省は第一次報告書で特定された上記の負担を軽減するための具体的措置を提唱する別の報告書を提出することが求められる。財務省は、これらの規制の効力発生日を遅らせ、もしくは延期させ、又は修正し、もしくは廃止するための「適切なステップ」を採らなければならない（意見公募手続を含む）。大統領令によると、「適切なステップ」が第二次報告書の日から180日以内に採られない場合には、財務省はそれまでに採られた対応策に関する中間報告書を、連邦広報において公表しなければならない。

大統領令はまた、マヌーチン財務長官とアメリカ合衆国行政管理予算局のマルバニー局長に対し、租税法令が大統領令第 12866 号の適用を免れている点について再考するよう指示した。大統領令第 12866 号からの適用除外の見直しに関する指示は、形勢を一変させる可能性がある。この適用除外が取り消された場合、全ての租税法令が情報規制問題室のレビュー対象となる。これによって、将来の租税法令に好意的な影響がもたらされる場合もあるが、租税法令を公布するために多くの時間を要するという点で非常に大きな影響を与えることになる（情報規制問題室は、租税法令をレビューする専門性も、公表された大量の租税法令のレビューに従事する十分な人員も有していない）。

留意すべきポイント

近年公布された法令に関して懸念を有する多国籍企業は、大統領令第 13789 号に基づいて法令をレビューすることにより財務省が関与し当該法令の撤廃又は見直しを主張するか否かという点を考慮する必要がある。加えて、大統領令第 13789 号は解釈上通知には適用されないものの、財務省は当該大統領令に基づき法令に加えて他の形式のガイダンスのレビューも受け入れるものと思われる。近時の通知に関して懸念を有するクライアントは、検討のため財務省に対するこれらの通知を特定する必要がある。財務省の税務政策室がこれらのガイダンスの取消しや見直しを行うか否か、及びどのように行うかを決定する上で重要な役割を担うことになるかは不透明である。

議会が再び税制改正に着目した際には、多国籍企業は公聴会及び立法草案手続の間に、議会の関与に向けた戦略を充実させることを考えるべきである。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ウクライナ

法人向けの定型反腐敗プログラムが承認

2017 年 3 月 2 日、ウクライナの腐敗防止国家機関が法人向けの定型反腐敗プログラム（以下、「定型プログラム」）を承認した。一定の要件を満たす法人は、定型プログラムに沿った反腐敗プログラムを導入する必要があり、特に 2,000 万 UAH（ウクライナ・フリヴニャ）を超えるプロジェクトに係る公的調達手続に参加するすべての会社（外国資本の民間企業も含む）は本プログラムを導入する義務を負うこととなる。

ウクライナにおいて、2,000 万 UAH を超える重要な公共事業への参加を希望する会社は、プログラムの内容を再検討し、定型プログラムに合致するようにプログラムの整備を行う必要がある。

プログラムの基本的要件

本プログラムは、対象となる会社が支配している会社も含め、すべての従業員、役員及び創業者を対象とする。

会社は、本プログラムにおいて、①現行法令及び定型プログラム以上の基準と要件を設定し、②会社代表者による承認の前に従業員及び役員との間でプログラムについて協議し、③会社従業員のみでなく取引先もアクセス可能な場所にプログラムを据え置く必要がある。

会社従業員又は創業者は、プログラム実行の責任を有する従業員に対して、プログラム改定を提案することができる。実行責任者は、その提案を会社代表者に回し、その後、会社代表者は、全従業員及び創業者との間で改定提案

内容について協議することとする。協議の結果、改定について承認を得られた場合にのみ、会社代表者はプログラムを改定することができる。

義務的な規定

定型プログラムは次の規定を定めなければならない。①会社の反腐败対策リスト（特に腐敗リスク評価、プログラムにより提供される反腐败基準及び手続の遂行）、②社内に設置されるべき腐敗リスク評価委員会による、年1回以上の腐敗リスク評価の実施、③社内規則、社内部門制に関する規則及び労働契約書へのプログラムが義務であることの記載、④会社従業員及び会社を代表する個人に対する反腐败法及びプログラムについての指導、⑤プログラム実行責任者の権利義務及び会社創業者に対する報告手続、⑥プログラム実施結果の文書又は電子データによる会社ウェブサイト及び他のアクセス可能場所への据え置き、⑦反腐败規定違反のプログラム実行責任者への情報提供命令、⑧反腐败規定違反を報告した従業員に対する保護手続（当該従業員の解雇・懲戒処分・転勤命令・雇用条件変更の禁止等）、⑨社内調査に関する手続。

[最初のページに戻る](#)

英国

FCAによるTesco市場濫用行為にかかる損害補償要請

2017年3月28日に、英国FCA（金融行為規制機構）は、英国最大の小売業であるTesco PLC及びTesco Stores Limitedが2014年にその株式及び社債に関して虚偽の市場を形成し、投資家に対して損害を被らせたことに関して、総額約8,500万ポンド及びこれにかかる利息を補償することを求めることを通知した。これは、英国の2000年金融サービス及び市場法第384条に基づき、FCAが市場濫用行為に関して損害の補償を求める権限を行使した最初の例となる。

上場会社にとってのグループ会社全体での財務情報の管理体制の確立及び定期的なトレーニングの重用性、さらには問題が生じた場合に取締役会のイニシアチブの下に迅速かつ透明性の高い情報開示を行うこと、関係当局との協力及び再発防止に向けた取り組みの重要性が改めて示されたといえる。

背景及びFCAによる認定

Tesco PLCの株式はロンドン証券取引所のプレミアム市場に上場されており、またTescoグループ企業によって上場社債が発行されていた。Tesco PLCは2014年8月29日に、2015年2月期上半期及び通期の業績予想（8月公表）を公表したが、その後2014年9月22日に、8月公表の2015年2月期上半期の利益予想が、営業収入の認識時期の繰上げ及び費用認識の遅れによって、約2億5,000万ポンド過大となっていた旨を公表した。その後、Tesco PLCは内部調査に基づき、最終的には2015年2月期上半期の利益予想が約7,600万ポンド過大となっており、また、2014年2月期以前においては、計2億800万ポンドの営業収益の過大計上があった旨を認めた。

FCAの通知によれば、①Tesco Stores Limited及びTesco PLCは、8月公表が誤り又は誤解を招くものであったことを知っていたか、合理的に知り得た、②8月公表が誤り又は誤解を招くものであることを、Tesco PLC内の相当程度高いレベル（但し、取締役会ではない）で知っており、市場濫用行為についてTesco PLCが知っていたといえる、③Tesco Stores LimitedがTesco PLCに対して不正確な情報を提供したことがその流布につながりTescoの市場濫用行為となった、④市場濫用行為の結果、Tescoの株式及び社債について虚偽の市場が形成され、投資家が虚偽の市場がなかった場合に比べて高い

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

価額で株式及び社債を購入し、損害を被った、⑤Tesco 取締役会が 8 月公表が誤り又は誤解を招くものであったことを認識した後、迅速に公表した 9 月 22 日の時点で、虚偽の市場は実質的に終息したことが FCA により認定されている。

FCA 損害補償スキーム

損害補償スキームは、Tesco の代わりに KPMG によって管理され、2017 年 8 月 31 日から開始される予定である。対象となる投資家の数は 10,000 に上り、損害補償の総額は約 8,500 万ポンドに利息を加えた額となるとみられている。

FCA は、Tesco PLC 及び Tesco Stores Limited が FCA 及び SFO（重大不正捜査局）に対して極めて協力的であったこと、Tesco が SFO との起訴猶予合意で約 1 億 2,900 万ポンドの制裁金を支払うこと、Tesco PLC の取締役会が 2014 年 9 月に営業収益の過大計上を認識した時点以降の再発防止に向けた対応がなされていること等の状況に鑑み、損害補償以外の制裁を科さないこととしている。

SFO との起訴猶予合意

2017 年 4 月 10 日に英国高等法院は、SFO（重大不正捜査局）と Tesco PLC との起訴猶予合意を承認した。この起訴猶予合意の制度は 2014 年 2 月に導入され、4 例目となる。Tesco は起訴猶予合意に基づき、約 129 百万ポンド制裁金を支払い、営業収入を管理する新組織の導入と管理体制の改善のためにデロイトを起用することとしている。

[最初のページに戻る](#)

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。